

令和6年第11回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和6年11月25日)

奥州市農業委員会

令和6年第11回奥州市農業委員会総会議事録

令和6年11月25日(月) 午前9時30分
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第3号 農地法第5条の許可処分の取消しについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第7号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否決定について

議案第8号 令和7年度奥州市農作業労賃標準額の決定について

出席委員（23名）、欠席委員（1名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸 (欠席)
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

農地利用最適化推進委員

5 佐藤 永匡

19 菊池 茂

事務局職員

事務局長 井面 宏

事務局長補佐 佐々木 治彦

農地係 係長 佐藤 茂樹

上席主任 村上 真紀

主事 佐々木 翔琉

農業振興係 係長 菅野 伸

主事 千田 裕海絵

議長 ただいまより、令和6年第11回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、15番、高橋浩幸委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、佐藤永匡推進委員、菊池茂推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、9番、佐々木生子委員、10番、阿部成明委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和6年10月17日から11月16日までの主な内容をご報告申し上げます。10月17日、令和6年度新任農業委員等研修会が開催され、農業委員及び農地利用最適化推進委員が受講されました。10月21日、農業者と農業振興専門委員会委員との意見交換会を開催し、令和7年度奥州市農作業労賃標準額について農業者の方から意見をいただいたうえ、引き続き同日、令和6年第5回農業振興専門委員会を開催し、令和7年度農作業労賃標準額のアンケート結果等について審議しております。10月25日、第10回総会を開催し、農地案件8件について審議、決定いたしました。11月6

日、第6回農業振興専門委員会を開催し、令和7年度農作業労賃標準額の案を決定しております。11月7日、第6回運営委員会を開催し、第11回総会案件等について審議しております。同日、第15回みちのくダム湖サミット in 胆沢が開催され、来賓として伊藤会長が臨席しております。11月8日、令和6年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催され、伊藤会長ほか農業委員及び推進委員の皆さんが出席しております。なお、この際の令和6年度農業委員会大会表彰に係る農政・農事功労者表彰において、農政功労者として本委員会の前の会長であります阿部恒久様、永年勤続農業委員・農地利用最適化推進委員表彰において本委員会の前の委員であります佐藤豊様がそれぞれ受賞されております。11月14日、第1回農地利用最適化推進会議を開催し、農地利用状況調査等について協議しております。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は36件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号33、番号36の2件です。番号33について若柳地区担当に、番号36について衣里地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。市外の方への相続となるのが、番号1、番号6、番号13、番号31の4件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の報告件数は15件です。解約の理由は、耕作不便による解約8件、貸し換えによる解約3件、売り渡すための解約2件等となっております。また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 はい。22番、家子洋子です。同じ方が耕作不便のためということで、解約件数がたくさん載ってます。今までやってたのが急に不便になったようですが、この方の状況を簡単に説明していただければと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 はい、家子委員の質問にお答えします。先程の方ですが、ここ以外にも他にも広く耕作をされてる方でして、今後の作業に向けて、もともとやっていたところのうち、機械が入らないようなところなどを耕作が終わったタイミングで解約されたというふうに伺っておりました。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 はい。ありがとうございます。この土地が耕作放棄地にならないように祈っております。ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 報告第3号、農地法第5条の許可処分の取り消しについてを議題といたします。事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 報告は2件です。番号1、番号2は関連案件です。売買により残土置き場を整備する予定でしたが、令和7年5月以降の岩手県での盛土規制法適用後、今回申請した内容では基準を満たすことが困難であることが判明したことから、許可処

分の取消を願い出たものです。申請者から取消願いが令和6年9月25日に提出され、許可取消処分が令和6年10月22日に出されています。以上、報告説明を終了いたします。

議長 報告第3号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が19件の計32件です。番号1、番号2は、労力不足のため、それぞれ2万4,738円、2万3,541円で売買するものです。譲受人は耕運機、草刈り機を所有しており、転作で自家用野菜を作付予定です。番号3は、労力不足のため、隣接地の耕作者に贈与するものです。番号4は、労力不足のため贈与するものです。譲受人は、現在市内に耕作する農地はありませんが、金ケ崎町に約2haの耕作面積があることを、添付の耕作証明書で確認しております。田植え機、トラクター、コンバイン、スピードスプレーヤーを所有しており、水稻を作付予定です。番号5は、規模拡大のため、使用貸借権を設定するものです。番号9は、隣接地取得のため、金額5万円で売買するものです。番号10は、労力不足のため、金額5万円で売買するものです。番号11は、労力不足のため、金額7万円で売買するものです。番号12は、高齢化のため、金額50万円で売買するものです。番号13は、後継者へ生前一括贈与するものです。番号14は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額3,000円となっております。番号15は、高齢化のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額1万1,370円です。番号21は、労力不足のため、金額34万7,000円で売買するものです。番号26は経営移譲年金受給のため、使用貸借権を設定するものです。番号30は、労力不足のため、隣接地の耕作者に贈与するものです。以上、32件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願います。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が56件、所有権の移転が20件の計76件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願います。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議長 議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は5件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃貸借設定を受けると同時に、借受人へ同じ貸借の設定を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また借受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第3号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号14番、千葉孝治委員が番号1に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号1を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、番号1を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、番号1を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号1に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、14番委員の退席をお願いします。

(午前9時49分 退席)

議長 番号1の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案の番号1については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号の番号1については、原案のとおり決定されました。

14番委員の退席を解除します。

(午前9時50分 着席)

議長 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は、事業用駐車場を整備するものです。非農地を含む総事業面積は560.66㎡です。補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1を、11月8日に千葉房志委員、菊池茂推進委員、事務局で、現地確認を行いました。番号1は一部畑として利用、その他は草刈り等の管理がなされており適正に管理されていることを確認しました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は5件です。番号1は、売買により宅地分譲22区画を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は6,350.14㎡です。番号2は、売買により宅地分譲5区画を整備するものです。番号3は、売買により貸駐車場37台分を整備するものです。番号4は、売買により事務所兼工場を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は2,999.77㎡です。番号5は、使用貸借により護岸復旧工事に伴う資材置き場等を整備するものです。令和7年3月31日までの一時転用です。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1から番号4を、11月11日に千葉英宏委員、佐藤永匡推進委員、番号5を11月8日に千葉房志委員、菊池茂推進委員、両日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1は、草刈りの維持管理がされているものと確認しました。番号2は、一部は畑として利用されておりましたが、それ以外は荒れており、草刈り等の管理は確認できませんでした。今回の計画で転用の確実性が問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。番号3は、米の刈り取りを確認し、管理も適正に行われておりました。番号4は、草刈り等の維持管理がされているものと確認しました。番号5は、敷地の一部は米の作付け、一部は牧草地の利用となっており、適切に管理されているものと確認いたしました。今回は牧草地部分を利用して一時転用とすることを確認しました。全ての案件について、事前着工もないことから、違反転用等問題ない旨で確認いたしましたことを報告いたします。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は6件です。番号1は、昭和54年頃に住宅を整備して以来、宅地として利用しています。番号2は、昭和54年頃に舗装して以来、隣接する公衆用道路の一部として利用している。番号3は、昭和51年頃から居宅、物置、進入路を整備して以来、宅地・雑種地として利用しています。番号4は、平成5年頃には貸駐車場として整備されており、駐車場敷地として利用しています。番号5は、昭和60年頃に資材置き場への進入路として整備して以来、雑種地として利用しています。番号6は、亡父が杉を植林し、平成10年頃には山林化したものです。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1から番号4を、11月11日に千葉英宏委員、佐藤永匡推進委員、番号5、番号6を11月8日に千葉房志委員、菊池茂推進委員、両日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1は、居宅、庭として利用されておりました。番号2は、公衆用道路の一部として舗装されておりました。番号3は、居宅増築の一部、庭、進入路の一部として利用されておりました。番号4は、現地に車両は無かったのですが、砂利敷となっており固く踏み固められた状況で農地への復旧は困難でした。番号5は、進入路として利用されておりました。番号6は、周辺の山林と同様、杉林となっておりました。いずれも現地は証明願のとおり農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 非農地判断を行おうとする土地は、議案書に記載のとおりです。今年実施した利用状況調査で、再生利用が困難な農地と判断された土地について、住民基本台帳、固定資産課税台帳の情報から、所有者が死亡、あるいは所在不明と判断される土地を含めた65件、218筆、18.1haの土地を農地ではないものとして決定しようとするものです。備考欄がイとなっている案件については、事務局において、死亡等の所有者に代わり、固定資産税の納税者となる相続人代表者を確認している案件となります。備考欄がウとなっている案件については、固定資産税の納税者が死亡した所有者のままの場合や、相続財産法人となっている場合など、連絡が取れない可能性のある案件となります。表中の所有者の住所、氏名欄は、通常、死亡している場合は、氏名の前に亡をつけて記載していますが、住民基本台帳に記載されていない、死亡していると推定される所在不明者等の案件もありますので、省略しております。非農地判断は、所有者の意向で判断するものではなく、農業委員会が土地の状況を客観的に判断するものであることを、平成30年3月に、農林水産省経営局農地政策課長通知で示されており、本人または管理者の意思確認を必ずしも要するものではありません。非農地決定後の所有者に対する非農地決定通知についても、所在のわからない所有者等に対してはこの限りではない旨、運用通知の「農地法の運用について」に示されております。なお、本日は、会場内後方に関係図面等を配置しておりましたので、あわせてご閲覧いただき、ご審議願います。説明は以上になります。ご審議よろしく願います。

議長 暫時休憩いたします。休憩時間は15分程度とします。

不足する場合は申し出てください。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時20分 再開)

議長 再開いたします。

議長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 はい、5番の千葉です。内容については各地区踏査した結果なので、尊重したいと思います。1つ、手続き上なんですけど、この関係の内容、今日の議決みたいなものは、法務局の方に行くんでしょうか

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 千葉委員の質問にお答えします。おっしゃっていただけたとおり、法務局の方にも情報提供をする予定でございます。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可と決定されました。

議長 議案第8号、令和7年度奥州市農作業労賃標準額の決定についてを議題とします。

当該議案を所管する農業振興専門委員会を代表して、鈴木喜一委員長に提案説明を求めます。

委員長 議案第8号について提案説明をいたします。農作業労賃標準額は、農作業の臨時雇用賃金や請負作業の料金などの適正水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進するために、毎年、農業委員会が定めるものでございます。この標準額の策定に当たって、今年8月から農業振興専門委員会で検討を重ねてまいりました。また、10月下旬から11月上旬にかけて、受委託者や関係機関で構成される意見交換会委員、農業委員のうち農政専門委員会委員、農地利用最適化推進委員に意見を求め、その内容を踏まえて検討を行い、先の農業振興専門委員会で

原案決定したものでございます。詳細については、事務局から説明いたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 菅野農業振興係長。

係長 内容については、事前にお配りしました資料に詳細を記載しておりましたので、ここでは変更点のみの説明とさせていただきます。まず、人力作業です。こちらは岩手県最低賃金が1時間 952円となったことを踏まえ、水田・畑・果樹一般を従来から100円増の1時間 1,000円としました。また、果樹剪定、オペレーターについてもこれに合わせる形で100円増としています。次に機械作業です。今回、概算金が大幅に上がったことから、標準額の値上げも視野に入れましたが、来年度以降の概算金が今回と同じレベルとなるか見通せないことから、基本的には据え置きとしています。ただ、作業強度に比べて金額が低いという判断から、背負式動力散布機と色彩選別機については金額を見直しました。また、ドローンについては、今後も導入が進むと見込まれることから、標準額を新たに設けています。これら標準額の適用期間は、令和7年4月1日から翌年3月31日までの1年間となっています。最後に、標準額の案を協議するにあたり、立場や置かれている環境によって意見が相反するようになり、判断が難しい状況がこしばらく続いています。これを踏まえ、意見交換会委員に加えて、農政専門委員会に所属する農業委員12名・農地利用最適化推進委員40名にも案について意見を求めました。その結果、資料にありますとおり、回答があった委員の多くから「案に賛成」との意見をいただいたことを申し添えます。説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第8号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結します。

これより採決いたします。議案第8号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦勞様でした。

閉 会 午前 10 時 27 分